

## 「平成21年度退職予定者年金相談会」の実施報告

平成21年度の退職予定者年金相談会は、これまでの所属所を訪問させていただく形式とは異なり、県内11箇所のお場において開催することとし、お申し込みいただいた方々にご来場していただく形式となりました。

この新しいスタイルでの平成21年度退職予定者年金相談会に、各会場の総数447名の方々にご参加、ご協力いただき無事に終了いたしました。

今後におきましても、組合員の皆さんの将来の生活設計の一助としていただくため、年金相談会事業を行ってまいりますので、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。



## 「平成22年度退職予定者年金相談会」開催のお知らせ

現在の共済年金制度は、「年齢による定額部分の支給開始年齢の引き上げ」「加給年金の改定」「年金外の所得による一部支給停止」「雇用保険法による失業給付との調整」「複数年金の併給調整」「65歳到達による老齢基礎年金及び本来支給の退職共済年金の請求」等、複雑になっており、退職後におきましても報告や請求(届出)が必要となってきます。

このため、これらのことについてご案内するとともに、次の実施要領に基づき平成22年度退職予定者年金相談会を開催いたします。

### 【実施要領】

#### 1 対象者

平成22年度退職予定の58歳以上(昭和28年4月1日以前生まれ)の組合員及び元組合員(以下「組合員等」という)。

#### 2 募集、申込方法等

参加募集等にかかる通知につきましては、当共済組合より各所属所に対して通知いたします。参加を希望する場合には、所定の申込書「年金相談会個人情報申出書」に年金算定を行ううえで必要となります情報等を記入いただくこととなります。

なお、お申し込みは各所属所で取りまとめて行っていくこととなりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。

※参加は1人1回限りです。(複数回の参加はできません)

#### 3 開催場所等

次の日程で開催を予定しておりますので、ご都合に応じてご参加ください(日程は都合によって変更となる場合もございますので、詳しくは共済事務担当課にご確認をお願いいたします)。

なお、所属所単位での振り分けは行いませんので、皆さんのご都合に応じて、参加希望の開催場所をお選びください。

※ただし、会場等の都合によって定員を超えることとなった場合には調整させていただきますので、予めご承知おきください。

#### ◎平成22年度の開催予定

##### 平成22年

8月上旬……市町村会館(檀原市)

8月下旬……市町村会館(檀原市)

9月上旬……かがやきプラザ(天理市)

9月下旬……五條市民会館(五條市)

10月上旬……大和高田地場産業振興センター(大和高田市)

11月上旬……奈良県社会教育センター(葛城市)

11月下旬……あらかしホール(大淀町)

12月中旬……ならまちセンター(奈良市)

##### 平成23年

1月中旬……プリズムめぐり(平群町)

1月下旬……美榛苑(宇陀市)

※開催場所の後の( )内は、その施設の所在する市町村名を示しています。

※都合によって、日程や会場が変更となる場合もございますので、ご参加いただくにあたりましては、共済事務担当課にご確認をお願いします。

※開催日については、各所属所宛てに通知させていただきますので、共済事務担当課まで、お尋ねください。

#### 4 内容

①個別による退職時の年金額の提示

②退職後の年金額の推移(65歳からの老齢基礎年金について)

③ 老齢基礎年金の繰り上げ

④ 年金制度について（再就職による年金の一部支給停止、  
複数年金の併給調整など）

⑤ 退職後の健康保険について

⑥ 参加者からの質疑応答

### 5 個人情報の取り扱いについて

年金相談会に参加いただく場合には、その年金額算定の基礎資料として「年金相談個人情報申出書」をご提出いただくこととなります。

こちらは、相談会において作成いたします基礎資料と退職共済年金決定時における確認資料としてのみ使用することとし、個人に関する大切な情報として取り扱いたしません。なお、配偶者の情報につきましても同じ取り扱いといたします。

### 6 その他

いずれの会場についても、原則午後1時からの開始を予定しています。

2時間程度の全体説明を行い、その後、質疑応答の時間を設け、参加いただきました皆さんからの質問等に個別で対応させていただきます。

なお、参加にあたりましての会場までの交通費は、各自の自己負担となります。また、駐車料金が必要となる場合は、その費用も自己負担となります。

## 本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成22年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位:%)

区分	平成21年9月 と 平成22年8月	平成22年9月 と 平成23年8月
給料に対する割合※	94.7125	96.9250 (+2.2125)
期末手当等に対する割合	75.77	77.54 (+1.77)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

(単位:%)

区分	平成23年9月 と 平成24年8月	平成24年9月 と 平成25年8月	平成25年9月 と 平成26年8月
給料に対する割合	99.1375 (+2.2125)	101.3500 (+2.2125)	103.5625 (+2.2125)
期末手当等に対する割合	79.31 (+1.77)	81.08 (+1.77)	82.85 (+1.77)

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

なお、平成23年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

※平成21年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp>